

# とくていかつどう し かく 「特定活動」資格の外国人のみなさまへ

とくていかつどう し かく  
「特定活動」資格の外国人の方、また、「特定活動」に切り替えた外国人  
の方が、はろーわーくにお越しの際は、パスポートに添付している「指定書」  
と在留カードを持参してください。

まどぐち していしょ かくにん  
窓口で指定書を確認できないと、職業紹介できませんので、あらかじめ  
りょうしょうねが  
了承願います。

日本国政府法務省

指 定 書	
氏名	<input style="width: 70%;" type="text"/>
国籍	<input style="width: 70%;" type="text"/>
<small>出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄の規定に基づき 上記の者が本邦において行うことのできる活動を次のとおり指定しま す。</small>	
<div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>	
日本国法務大臣	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

※「指定書」はパスポートに添付している場合が多いです